

建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準

徳島市上下水道局建設工事請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）第6条第2項に規定する建設工事の指名競争入札に係る業者の選定に係る運用基準について、徳島市の建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準を準用する。ただし、次に掲げる事項については、この運用基準を適用する。

第1 配水管布設工事

1 標準指名業者数

指名競争入札を実施する場合において、指名する業者数は、6業者を標準とするものとする。ただし、特別な技術を要する工事等特に理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 定義

この基準における配水管布設工事とは、上水道を需要者に供給するための管路及び附属設備を開削工法と非開削工法により公道等に設置する工事を総称するものである。

3 新規指名業者（市外業者を除く。）

(1) 新規に業者を指名する場合は、次の①及び②の条件を全て満たす業者の中から指名するものとする。

① 上下水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱により作成された有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に登載されていること。

② 公共工事の施工実績（下請けを含む。）が相当にあり誠実にこれを履行していること。

4 標準発注金額と指名方法（市外業者を除く。）

(1) 配水管布設工事の指名については、上下水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条又は同要綱第6条の規定により区分された者のうちから指名する。

(2) 配水管布設工事の標準発注金額は、格付等級ごとに選定要綱別表に定める標準発注金額を適用する。

(3) (2)の規定にかかわらず、建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所（以下「本店」という。）の近隣地が工事予定箇所である場合については、指名することができるものとする。

(4) 特別な技術を要する工事の指名及び指名に係る標準発注金額は、指名実績等を考慮し、徳島市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

5 市外業者への指名

(1) 3(1)の定めのほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り指名するものとする。

① 特別な技術を要する工事等であって、市内業者では施工が困難な場合

② その他特別な理由がある場合

(2) 指名業者は、次の全ての条件を満たした業者の中から選定する。

① 徳島市の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱及び徳島市上下水道局推進工事請負業者選定基準により作成された有資格者名簿に登載されている者

② 公共工事の元請けでの実績が極めて豊富である者

③ 配水管布設工事についての経験が豊富で、極めて高度の技術力を有する者

④ 徳島市上下水道局が必要と認める場合に、現場従事予定技術者の工事経歴及び施工に必要な機械器具の調達計画等、施工能力及び施工意欲を確認するための資料の提出がある者

(3) 市内に営業所を有する業者の優先

市外業者の指名については、市内に営業所を有する者への指名を優先する。

6 本店の所在地の変更に伴う指名の取り扱い

本店の所在地が変更したことに伴う指名の取り扱いは次のとおりとする。

① 市内間で変更した場合は、変更した時点で変更後の所在地として取り扱う。

② 市外から市内に変更した場合は、新規業者として取り扱う。

③ 市内から市外へ変更した場合は、変更した時点で市外業者として取り扱う。

第2 推進工事

1 標準指名業者数

指名競争入札を実施する場合において、指名する業者数は、10業者を標準とするものとする。ただし、特別な技術を要する工事等特に理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 定義

この基準における推進工事 仮設としての立杭を設置し、杭内において管本体又は仮管（さや管）を入力または掘削機械等を用いながらジャッキ等（けん引機を含む）で推進もしくはけん引して管を地中の所定の位置に設置する工法（シールド工法及びセミ・シールド工法を除く。）によって施行される工事をいう。

3 新規指名業者（市外業者を除く。）

推進工事については、徳島市上下水道局推進工事業業者選定基準により作成された有資格者名簿（徳島市推進工事業業者選定基準により作成された有資格者名簿も含む。）に継続して1年以上搭載されていること。この場合において、登録業者名簿に登録されていない期間がある者については直近の非搭載期間が1年以内である場合は、当該直近の非搭載期間の前後の搭載期間を合算する。

4 標準発注金額と指名方法（市外業者を除く。）

推進工事の指名については、別に定める要綱の規定により指名する。

第3 その他

1 準市内業者

徳島市の建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準「8 準市内業者」の項は当局（当面の間、下水道事業は除く。）の指名競争入札においては適用しないものとする。

2 その他

この運用基準に定めのない事項については、その都度管理者がこれを定める。

附 則

（施行期日）

1 この運用基準は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この運用基準は、この附則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に指名通知する工事から適用し、施行日前に指名通知した工事については、なお、従前の例による。

附 則

この運用基準は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和２年６月１日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和３年６月１日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和７年４月１日から施行する。